

1 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正（案）等について

(1) 第6期介護保険事業（支援）計画策定に当たってのポイントについて

第6期では、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年に向けて、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスなどの地域包括ケアシステムの実現に必要な取組をより一層発展させていく必要がある。

このため、在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業や新しい総合事業に積極的に取り組み、保険者である市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進めるための計画とする必要がある。

各保険者においては、今後の被保険者数の動向、在宅サービスや施設サービスの充実の方向性を踏まえつつ、2025年の介護需要やそのために必要となる保険料水準を推計する。そのうえで、2025年に向けた第6期から第9期における段階的な充実の方針と其中での第6期の位置づけを明らかにして、第6期で目指す目標と具体的な施策を介護保険事業計画に記載する。ここが各保険者の知恵の出どころであり、関係者との中長期的な視野に立った議論が必要などころである。

また、各都道府県においては、各保険者で見込む2025年までのサービス量を踏まえて、必要となる介護人材等を推計し、それを踏まえた介護人材の確保・育成策を介護保険事業支援計画に記載するとともに、保険者が取り組む医療介護の連携に向けた取組を広域的な立場から支援するための取組を明らかにするなど、保険者と連携しつつ、保険者の地域づくりに向けた取組を支える計画とする必要がある。

各都道府県及び保険者におかれては、第6期の介護保険事業（支援）計画の策定を通じて、これまで以上に相互の意思疎通を図り、それぞれの地域の特徴を活かした地域包括ケアシステムの実現を目指して全庁的な取組をお願いしたい。

(2) 介護保険事業（支援）計画の基本指針について

介護保険事業（支援）計画の作成に当たって国からお示しする「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）については、平成26年7月28日に開催した全国介護保険担当課長会議において、その時点での（案）をお示ししていたが、その後、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号）が告示されたところである。

また、8月には介護給付の適正化に関して「第3期介護給付適正化計画」に関する指針を発出し、10月には長期入院精神障害者の地域への移行の促進に関する事務連絡を発出したことから、それらを踏まえて必要な修正を行ったため、現時点での（案）を参考資料1のとおりお示しするので、各都道府県におかれてはご了知いただくとともに、管内の保険者に周知し、介護保険事業（支援）計画の作成に当たり参考とされたい。

また、今後、基本指針については、年内から年明けを目途に告示する予定である。

総合確保方針等に基づく基本指針の修正箇所

7月28日全国課長会議後の動き		修正箇所	
総合確保方針	第1 - 医療及び介護の総合的な確保の意義	基本指針	第一 -1 介護給付等対象サービスの充実・強化
	第1 二1 基本的な方向性		第一 三 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標
			第一 -2 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
第1 二2 行政並びに医療・介護サービス提供者及び利用者の役割	第一 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり		第二 三1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
			第三 三1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
適正化	第3期介護給付適正化計画に関する指針		第一 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上
		第一 七 介護給付の適正化	
		第二 三7 介護給付の適正化に関する事項	
精神	長期入院精神障害者の地域への移行の促進	第三 三6 介護給付の適正化に関する事項	
		第二 -6 他の計画との関係	
		第三 -6 他の計画との関係	

※その他、法令上の用語の整理を行っている。

(3) 老人福祉計画に係る通知について

都道府県老人福祉計画及び市町村老人福祉計画（以下「老人福祉計画」という。）については、介護保険事業（支援）計画と一体的に作成されなければならないとされ、「第5期介護保険事業計画の作成に併せた老人福祉計画の見直しについて」（平成24年3月29日 老発0329第4号 老健局長通知）により、その取り扱いを通知しているところである。

同通知については、現在、第6期介護保険事業計画の基本指針（案）の内容を踏まえて、基本指針でお示ししている介護保険事業に係る部分の記載は削除し、当該部分については基本指針を参考とするよう修正中であるが、現時点での（案）を参考資料2のとおりお示しするので、各都道府県におかれてはご了解いただくとともに、管内の保険者及び市町村に周知し、老人福祉計画の作成に当たり参考とされたい。

今後、同通知については、基本指針の告示日と同日で発出する予定である。

(4) サービス見込量及び保険料等の推計について

保険者におけるサービス見込量及び保険料の推計を支援するため、平成26年7月3日付事務連絡により「（確定版）介護保険事業計画用ワークシート」を配布し、その後、一部の計算式や保険料算定に必要な諸係数算出に関する調査を踏まえた係数の修正など、推計に当たって必要となる下記の事務連絡を発出している。

これらは既に各都道府県より保険者へ周知されているものと思うが、各都道府県においては、下記の事務連絡や本年10月に実施したヒアリング等を踏まえ、保険者において適切なサービス見込量及び介護保険料の推計が行われるよう、十分にご指導をお願いする。

- ・ 「（確定版）介護保険事業計画用ワークシート」の配布について（平成26年7月3日介護保険計画課計画係・企画法令係事務連絡）
- ・ 介護保険事業状況報告の保守サイトへの過去データの掲載について（平成26年8月1日介護保険計画課計画係事務連絡）

- ・「（確定版）介護保険事業計画用ワークシート」の修正について（平成 26 年 9 月 18 日介護保険計画課計画係・企画法令係事務連絡）
- ・「（確定版）介護保険事業計画用ワークシート」の修正及び後期高齢者加入割合補正係数を算出するための調査について（平成 26 年 10 月 23 日介護保険計画課計画係・企画法令係事務連絡）

また、本年 10 月にヒアリングを実施したところであるが、推計に当たっての留意点及び保険料算定に必要な諸係数について、参考資料 3 をご参照いただき、各都道府県及び保険者におかれては、より精査を進めていただきたい。

今後、後期高齢者補正加入割合補正係数に係る係数、介護報酬改定の結果を踏まえた取り扱いなど必要な事務連絡を年明けまで随時発出していくのでご了承くださいととともに、その際には管内保険者への情報提供等、ご協力をお願いする。